

熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

令和 8 年 6 月 19 日開催

熊 取 町 議 会

目

次

〔議員全員協議会（6月19日）〕

学童保育所の次期指定管理者の選定方法について	1
熊取町文化財保存活用地域計画（案）について	6

議 員 全 員 協 議 会

月 日 令和8年6月19日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員	1	番	文 野 慎 治	2	番	多和本 英 一
	3	番	長 田 健太郎	4	番	石 井 一 彰
	5	番	坂 上 昌 史	6	番	大 林 隆 昭
	7	番	坂 上 巳生男	8	番	江 川 慶 子
	9	番	渡 辺 豊 子	10	番	二 見 裕 子
	13	番	田 中 圭 介	14	番	河 合 弘 樹

欠席議員 なし

説明員	町	長	藤 原 敏 司	副 町 長	南	和 仁
	教 育	長	吉 田 茂 昭	総 合 政 策 部 長	田 中	耕 二
	総 務 部	長	永 橋 広 幸	健 康 福 祉 部 長	石 川	節 子
	健 康 福 祉 部 理 事		阪 上 正 順	教 育 次 長	松 浪	敬 一
	教 育 委 員 会		三 原 順	企 画 財 政 経 営 課	竹 田	陽 介
	事 務 局 理 事			課 長		
	企 画 財 政 経 営 課 参 事		義 本 正 彦	人 事 課 長	大 神	輝 光
	保 育 課 長		加 藤 等 士	生 涯 学 習 推 進 課 参 事	義 本	翼
事 務 局	議 会 事 務 局 長		山 本 浩 義	書 記	野 津	博 美

案 件

- 1) 学童保育所の次期指定管理者の選定方法について
- 2) 熊取町文化財保存活用地域計画（案）について

議長（文野慎治君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

議長（文野慎治君）本日の案件は、学童保育所の次期指定管理者の選定方法についてほか1件であります。

発言される方は、挙手の上、指名された後、起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席いただいて結構ですので、申し添えます。

それでは、案件1、学童保育所の次期指定管理者の選定方法についての件を説明願います。加藤保育課長。

保育課長（加藤等士君）それでは、学童保育所の次期指定管理者の選定方法についてご説明させていただきます。

資料1ページをご覧ください。

まずは、1、経過からでございます。

熊取町の学童保育所運営については、当初は民設民営方式であったものを、平成27年4月の子ども・子育て支援法の施行に伴い、市町村が主体となり実施することとされたため、平成28年3月に学童保育所の設置及び管理の基準を定めた学童保育所条例を制定し、平成29年度から指定管理者制度による運営を開始しました。

表にお示ししてございますとおり、平成29年度から令和3年度までは公募により特定非営利活動法人熊取こどもとおとなのネットワーク（以下「NPO」）を指定し、令和4年度から令和8年度までの指定管理期間につきましては随意選定により引き続き指定しているところでございます。

続きまして、2、現状のクラブ数についてでございますが、令和8年4月1日現在のクラブ数と入所児童数につきましては、現指定管理者の運営する学童保育所が5小学校区合計で17クラブ、入所児童数691人、他事業者による業務委託をしております臨時学童保育所が東小と西小の2小学校区合計で2クラブ、入所児童数17人で、指定管理分と臨時学童分を合わせると合計19クラブで入所児童数708人となっており、参考といたしまして、5年前と比較いたしますと、クラブ数が3クラブ、入所児童数は100人以上増加しております。

次に、3、課題についてでございます。

先ほどご説明させていただきました現状のクラブ数と入所児童数のとおり、小学校児童数は町全体では減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加に伴い、放課後等の安全・安心な子どもの居場所として学童保育所の利用を希望する保護者の割合は増加傾向にあります。

本町では、待機児童が生じないよう、指定管理者とも連携しながら、適宜クラブ数を増設するなど対応を行ってまいりましたが、令和8年度は指定管理者だけでは必要な支援を確保することができなかったため、やむを得ず指定管理者とは別の事業者である株式会社セリオに管理運営業務を委託し、臨時学童保育所を開設いたしました。

このような状況を踏まえまして、次期指定管理者の選定に向けて、現行の臨時学童保育所や長期休業期間中の利用希望を含めた対応についてNPOとも協議を行ったところ、現在、指定管理業務として受託中の17クラブの管理運営も厳しい状況であり、安定的な運営を行うには10クラブ程度が適正と考えているとの回答を受けている状況でございます。

続きまして、2ページ、4、次期指定管理者の選定方法をご覧ください。

本町の指定管理者制度に関する運用方針では、指定管理者による管理運営の状況が良好である等、住民サービスの向上が見込める場合は、一定の条件を付した上で、最初の随意選定から回数2回、10年以内を限度として随意選定ができる旨を規定しており、NPOについては、同規定を適用することで、あと1回は随意選定の対象にすることができます。

本町としましては、同じ事業者が全小学校区・全クラブを一括して運営することが理想と考えており、NPOがその対応ができないのであれば、公募によるべきところではございますが、これまでの保育実績のほか、モニタリングや第三者評価の結果が良好であることなどから、事前協議により、NPOが自ら安定的な運営が可能と判断した中央小学校区、北小学校区、南小学校区の3校区を随意選定とし、残る西小学校区と東小学校区については、現在の臨時学童保育所も含め2校区を一括して管理運営できる事業者を公募により選定したいと考えております。

また、これまでは指定管理者による提案事業としての位置づけであった夏休み等の長期休暇限定利用学童の受入れについても、随意選定、公募ともに次期指定管理業務の一環として位置づけ、各担当校区の全ての児童を対象に実施することを条件といたします。

ただいまご説明いたしました内容につきまして、イメージ図にしたものを3ページに掲載してございますので、併せてご覧ください。

最後に、5、今後のスケジュール（予定）でございます。

本日の議員全員協議会の後、現在、臨時学童保育所を含む学童保育所を利用されている保護者の

皆様に対しまして、NPOによる随意選定並びに公募による事業者の選定方針について、文書にてお伝えさせていただこうと考えております。なお、公募による事業者の募集につきましては、7月号広報及び町ホームページにより周知する予定でございます。

また、7月中旬に第1回指定管理者選定委員会を開催し、応募条件や仕様を定めた募集要項の検討、8月上旬にかけて募集要項の配布、現地説明会、質疑の受付・回答を経て、8月に応募書類を受け付ける予定でございます。なお、随意選定による場合も、当該選定委員会においてご審議いただくことになります。

その後、9月に第2回指定管理者選定委員会を開催し、書類の審査並びに採点基準等についてご審議をいただいた後、10月の第3回指定管理者選定委員会にて、事業者によるプレゼンテーションを踏まえ、次期指定管理候補者を選定する予定でございます。

なお、結果につきましては、改めて11月の議員全員協議会にて議員各位にご報告した後、12月議会に指定管理者の指定議案を上程いたしたいと考えております。

また、令和9年度の学童保育所の入所申込みについては、例年どおり12月に行った上で、指定管理者の指定についてご可決をいただきましたら、速やかに保護者向け説明会を実施したいと考えてございます。

令和9年1月に次期指定管理者と基本協定を締結後、業務の引継ぎ等、各種調整期間を踏まえ、4月1日付で年度協定を締結し、管理運営を開始するというスケジュールを想定してございます。

以上をもちまして、学童保育所の次期指定管理者の選定方法についての説明を終わります。

議長（文野慎治君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）すみません、ちょっと教えていただきたいんですが、2ページのところで、指定管理者の選定方法というところで、指定管理者制度に関する運用方針に基づいてということで、随意選定については、回数2回、期間は10年以内を限度とするというふうに書いてあるんですけども、この指定管理者制度に関する運用方針というのは、いつ、誰が決めて、どこに載っているのか、教えてください。

議長（文野慎治君）竹田企画財政経営課長。

企画財政経営課長（竹田陽介君）こちらにつきましては、内部的な事務処理要領ではないんですけども、そういった形で方針としては定めたものになってございまして、公表した形で計画のようなもので方針を外に示したようなものというより、事務的な内部の取扱いのような形で定めたものになってございます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）そしたら、内部で随意選定する場合は2回までやと、そして期間は10年までやということで、内部で決めたということなんですね。

議長（文野慎治君）竹田企画財政経営課長。

企画財政経営課長（竹田陽介君）すみません、一つ漏れておったのが、定めさせてもらったときは、きちんと議員全員協議会などでご報告させてもらった上で、議員のご了解も得て定めている形には取ってございます。

以上です。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）前回、随意選定になったというところについては議員全員協議会で説明していただいたかと思うんですが、そのところ、私、回数が2回で10年までというところも議員全員協議会で説明あったというところは、すみません、ちょっと記憶に残っていなかったもので、ちょっと確認をさせていただきました。2回までというところで、今回はNPOを2回目というところで随意選定という形で持っていくということになったということですね。

それで、選定委員会を設置するというのですが、ちょっと気になったのは、先ほどご説明の中

にもありましたが、選定委員会の中で、今のNPOに関しましても一応審査するということなんですね。公募するのと併せて、NPOはまた別に選定委員会で事業評価を見て、審査するということなんでしょうか。

議長（文野慎治君）加藤保育課長。

保育課長（加藤等士君）おっしゃるとおりでございます。公募と同時に、随意選定につきましても同じように書類のほうを出していただきまして、プレゼンテーションも併せて、選定のほうは選定委員会にてその評価を行うということをしてまいります。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君）分かりました。

その指定管理者の選定委員会というのは、どういったメンバーで、何人なんですかね。

議長（文野慎治君）加藤保育課長。

保育課長（加藤等士君）学童保育所指定管理者選定委員会は、選定委員会規則に基づきまして6名というふうに定められておりまして、その内訳が、学識経験者と住民代表、そして町職員となっております。

ただ、この人数内訳というのは定められておりませんので、今回の選定委員につきましては、まだ今、内諾をいただいているところというところで、まだ決定を、委嘱をしている状態ではないんですが、学識経験者で3名、住民代表で2名、町職員で1名という内訳で考えております。学識経験者につきましては、大学教授を2名、税理士の先生を1名、住民代表につきましては、民生委員児童委員の会長からの推薦いただいた民生委員児童委員、あとは熊取町小・中学校PTA連絡協議会から推薦いただきましたPTA代表の方となっております。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君）分かりました。選定委員のメンバー等決まったら、また教えていただけたらと思います。

それと、先ほどの説明の中で、最後に長期休暇限定利用学童の受入れについては、その分については、もう今度からこういうふうにしますというご報告あったんですが、現NPOが去年と今年もできないというところで、今度は、その分もちょっと人数を限定しているというところで、それも併せて選定の公募の中に条件にするというところで理解させていただきましたので、来年からは指定管理者がするというところですね。

今年は町がやるというところで、今現在、ちょっと町でやる分、決まっているところを教えてくださいましたらと思います。人数と。

議長（文野慎治君）加藤保育課長。

保育課長（加藤等士君）長期限定休暇、学童保育の代わりに昨年度から町直営でやっております夏休みの子どもの居場所づくり事業につきまして、本年度も実施をいたします。そちらにつきましては、申込みが小学校3年生から1年生までで、合計62名ございまして、もともと60名で募集をしておったんですが、62名全員受け入れるということで決定しております。

場所につきまして、ふれあいセンターの4階、ふれあいサロンと、昨年度に引き続いて、中央小学校の図工室の2か所で約30名ずつ、クラス分けについては今から考えるんですけども、約30名ずつで受け入れる体制を整えております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君）はい、分かりました。ありがとうございます。

さっきの話にちょっと戻るんですけども、この指定管理者が、今のNPOが中央と北と南小になったというところは、現NPOがこの3校やったらできますということで、向こうからおっしゃられたということなんですかね。その確認だけさせてください。

議長（文野慎治君）加藤保育課長。

保育課長（加藤等士君）議員のおっしゃるとおり、そのとおりでございます。NPOのほうに運営可能な校区を選定してほしいということで協議をいたしまして、ここだったら運営できる、恐らく規模的な問題もあったり立地の条件であったり、いろいろなものを勘案した結果、ここだったらできるという判断だったと思います。

詳細については、どういうというところではなく、もうNPOにちょっと場所の判断をお任せしたという経過でございます。

議長（文野慎治君）ほかに。二見議員。

10番（二見裕子君）すみません、ちょっと教えてほしいんですけども、4番の次期指定管理者の選定方法というところで、先ほど渡辺議員からも聞かれていましたけれど、この随意選定のところ、運用方針というところで、このときはNPO、5校全てやるというようなことで運用方針あったのかなと思うんですけど、これは3校になっても特に問題ないんですか。この運用方針というところを取り交わしているというところは、そのあたりは特に問題ないんですかね。

議長（文野慎治君）竹田企画財政経営課長。

企画財政経営課長（竹田陽介君）指定管理者の対象となる施設というのが公の施設、それが各施設ごとになっておりますので、学童保育所って5つの施設に見えるんですけど、普通だったら中央小学校区の学童保育所といった各施設での捉え方というふうに考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）ということは、1個1個切り離して考えていてよかったというふうにとったらいいいんですか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）施設、学童保育所というくくりでいくと5校区全てということになるんですけども、先ほど企画財政経営課長が申し上げたように、学童保育所条例上も1校区ずつ明記しているということで、その全てを施設として見ることは条例の基準上は問題ないと我々は考えた上で、今、こういうふうに進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（文野慎治君）ほかに。多和本議員。

2番（多和本英一君）今、この指定管理者選定のイメージというのを見させてもらっているんですけども、僕も今まで何度か質問等をさせてもらっていたんですが、この東学童の3クラブ化を今までお願いするようなことが多かったんですけども、今回、久保にということなんですけれども、まだこの数字を見ても、くれよんの65というのが、ほかのクラスと見ても、やっぱりかなり多いような気がするんですけども、これはどういうお考えでしょうか。

議長（文野慎治君）加藤保育課長。

保育課長（加藤等士君）おっしゃるとおり、今、施設定員でこちら、図はお示ししております。

くれよんのほうは65名まで入れるというところではございますが、東学童保育所のまた入所児童数というものに関しまして、適正に条例を守るようにというところでご指導いただいているということは存じておりますので、これからの、また来年度の入所児童数の状況も踏まえて、この施設で受入れが可能なかどうかというのは、これからまた検討してまいりたいと考えております。

議長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）補足だけさせていただきたいんですけど、先ほど渡辺議員がご質問ありました指針をどこで見れるのかというところの補足なんですけれども、町のホームページでも指定管理者制度の取組というのが、そういうページがございまして、そこで指定管理者制度に関する運用指針というものがPDFで掲載されておりますので、先ほど課長が申し上げたような随意選定に係る条件であったりということも含んだ内容になってございますので、また後ほどご覧いただけたらと思います。

以上です。

議長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件１、学童保育所の次期指定管理者の選定方法についての件を終了いたします。

議長（文野慎治君）次に、案件２、熊取町文化財保存活用地域計画（案）についての件を説明願います。
義本生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（義本 翼君）それでは、私のほうから、熊取町文化財保存活用地域計画（案）について、資料に沿ってご説明させていただきます。

それでは、資料の１ページをご覧ください。

まずは、目的でございます。

平成31年に文化財保護法において制度化された文化財保存活用地域計画を作成することにより、住民、関係団体、行政が連携して地域総がかりで文化財の保存と活用の取組を行う仕組みを構築し、文化財に対する住民の関心を高め、郷土愛を育むことを目的としております。

続いて、２つ目、計画の位置づけでございます。

文化財保護法第183条の３に基づきまして、市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画であり、熊取町における文化財の保存・活用に関するマスタープランかつアクションプランとするものでございます。

３つ目の計画期間でございますが、令和９年度から令和18年度までの10年間としてございます。

続いて、４つ目の、この計画で対象とする文化財でございますが、文化財保護法で定める文化財、分類としまして、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群などがございます。及び文化財の保存技術、埋蔵文化財、さらに昔話や伝承、地名、方言など、本町の歴史文化を理解する上で不可欠である全ての有形・無形の文化的所産を歴史遺産と位置づけて計画の対象とするものでございます。

５つ目、こちら文化財の保存・活用の将来像と取組の内容でございます。

将来像を「中世以来の地名を引き継ぐ『くまとり』の豊かな歴史文化を守り、伝え、みんなとともに未来を紡ぐ」とし、別添概要版に記載のとおり取り組むこととしております。概要版のほうについては、また後ほどご説明させていただきます。

続いて、６つ目、本計画が文化庁認定を受けた場合の特例、効果等の主なものを抜粋して記載してございます。

こちらは、計画を作成し、文化庁の認定を受けることによって様々なメリットがあるというふうになってございます。こちらが、まずは重要文化財の修理等について、国庫補助事業の優先採択の措置がございます。次に、重要文化財の活用推進に係る事業補助金のかさ上げ、通常補助率が50から66%のところ、５％アップの55から71%。続いて、認定市町村内の文化財について、国の登録文化財に登録することを提案することができることとなってございます。

今後のスケジュールでございますが、６月中、今月中には庁内の調整会議、文化財所有者の意見聴取、第３回の文化庁協議を行い、７月の上旬には社会教育委員会議会で説明をし、中旬にはパブリックコメントを実施したいと考えております。

８月の上旬には、第３回の文化財保護審議会にてお諮りした上で、最終計画案を決定し、８年８月末までには文化庁の認定申請を行いたいと考えております。

８年12月には文化庁の認定が下りる予定となってございまして、来年の３月には教育委員会に上程し、令和９年４月から計画期間開始というふうと考えてございます。

続いて、次のページをめくっていただきまして、概要版のほうで計画の中身についてご説明をさせていただきます。

見開きで、中のページを、3ページになります、ご覧いただきたいと思います。

こちらのほうで、本計画の取組内容を記載してございます。

まず、本計画における将来像でございますが、熊取町は大阪府内でも珍しく、中世以来今日まで、その領域と地名が変わらないという歴史的な特性がございます。そういった特性を踏まえながら、行政はもとより、地域、所有者、専門家、関係団体などが協力することにより、地域社会全体で歴史文化を保存、活用、継承するため、「中世以来の地名を引き継ぐ『くまとり』の豊かな歴史文化を守り、伝え、みんなでともに未来を紡ぐ」と設定してございます。そして、この将来像を実現するため、3つの方向性を設定してございます。

方向性の1つ目は「歴史文化を守り伝える」、2つ目は「歴史文化を活用する」、3つ目は「歴史文化を継承する仕組みをつくる」としまして、それぞれの方向性について主な課題を掲げ、それらの課題に対して方針・取組を設定しております。方向性ごとに、主な課題から方針・主な取組へという流れで、左から右へと順に説明をさせていただきます。

まず、方向性の1つ目、歴史文化を守り伝えるに関しましては、町内に所在する文化財のうち、美術工芸品や無形文化財などの未把握の分野の文化財を把握するための調査を実施し、専門家のお力を借りながら、詳細調査の上、適正な評価と価値づけを行い、その結果をもって国、府、町による指定や登録をしていくことなどによって将来にわたって守り伝えていくこととしております。そのための主な課題として、次の5点を抜粋して掲載し、それらに対する方針・主な取組を設定してございます。

①番は、文化財の把握のための確認調査が必要。こちらは、先ほど申し上げました未把握の分野の文化財の把握のための調査が必要ということで、対する取組としまして、右のページの①番ですが、美術工芸品などの把握できていない分野の文化財の確認調査を重点事業として実施することとしております。

②番は、調査成果のデジタル化が必要。こちらは、①番で調査した結果はもとより、従前から把握している文化財についても、適正な評価と価値づけに向けて、データとしてリストアップするとともに、広く住民に対し周知が必要ということで、対する取組は、右のページの②番、これまでに調査を行った成果や新たに把握した文化財情報のデジタル化に重点事業として取り組みます。

③番は、未指定文化財の評価、価値づけを行い、適正な保存対策が必要。こちらは、適正に保存していけるように、国、府、町による指定や登録に向けた準備が必要ということで、対する取組は、未指定文化財の詳細調査の実施や、その詳細調査の結果に基づく適正な評価、価値づけを行い、文化財指定などの保護措置に取り組みます。

④番、重要文化財中家住宅の保存修理が必要。こちらは、江戸時代初期に建築され、昭和39年に重要文化財に指定された中家住宅については、平成3年に屋根のふき替え、平成30年度から令和元年度にかけて台風被害の復旧工事、令和6年度には大雨による母屋西側の小屋はり破損の復旧工事をしてまいりましたが、前回の屋根のふき替えから30年以上が経過していることから、屋根のふき替えや耐震補強も含めた保存修理が必要となっておりますので、対する取組としまして、右のページの④重要文化財中家住宅の保存修理の推進と保存活用計画の作成に重点事業として取り組みます。

⑤番は、文化財を継承する担い手の確保が必要。こちらは、人口減少や少子高齢化の中で文化財所有者等の後継者も不足している現状があり、文化財の滅失や流出というおそれがあるため、それらを防ぐためにも担い手の確保が必要となっております。対する取組は、右ページの⑤番、保存・管理が困難となった所有者からの相談窓口の充実や観光ボランティア等の人材育成の推進に取り組みます。

続きまして、方向性の2つ目、歴史文化を活用するに関しましては、方向性1の守り伝えるに加えまして、それらの確実な保存を図るために地域総がかりで取り組むことが重要となりますので、地域や関係団体に関心を高めていけるよう、行政、所有者、商工・観光関係団体等が連携して、文化財を活用し、地域活性化につなげることであります。そのための主な課題としまして、次の

4点を抜粋しております。

①番は、活用推進のため関係団体との連携が必要。こちらは、文化財を活用するには、行政、所有者だけではなく、観光や商工などの関係団体とも連携することが必要としております。対する取組は、右のページの①番、観光・商工関係団体との連携の強化に取り組みます。

②番は、文化財に関する情報発信の強化が必要。こちらは、現在、町内の指定文化財については町ホームページで情報発信しておりますが、それ以外の未指定、未把握の文化財については不十分ということから、それらを含めて情報発信の強化が必要としております。対する取組は、右のページの②番、ホームページの情報充実による文化財情報の発信強化や説明看板の設置に重点事業として取り組みます。

③番は、学校教育の場との情報の共有強化が必要。こちらは、小学生から町内文化財に興味を持って知ってもらうため、従来の町内小学校の中家住宅や煉瓦館への社会見学の受入れだけでなく、文化財情報の学校との共有を強化することが必要としております。対する取組は、右のページの③番、民具等の文化財資料の貸出しや文化財の社会見学の受入れを通じた郷土学習の支援に取り組みます。

④番は、文化財に触れる、学ぶ機会の充実が必要。こちらは、広く住民に関心を持ってもらうためには、実際に触れる、学ぶ機会を増やし、内容も充実させるなど、積極的に取り組むことが必要としております。対する取組は、右のページの④番、重点事業としまして、実物の文化財を活用した熊取交流センターでの展示等の充実を図るため、日本遺産葛城修験の普及啓発、中家住宅におけるイベントの充実、古民具の活用推進に取り組みます。

続きまして、方向性の3つ目、歴史文化を継承する仕組みをつくるに関しまして、文化財を守り伝えるために重要なマンパワーの育成や人材確保、文化財の保存・活用の体制の強化や継承していく仕組みをつくることとしております。そのための主な課題としましては、次の3点でございます。

①番は、文化財等の所有者、行政、地域が連携した取組が必要。こちらは、先ほどから何度か出ておりますが、地域総がかりで文化財の保存活用を進めるために、所有者だけではなく、行政、地域等が連携して取り組む体制をつくることが必要としております。対する取組は、右のページの①番、所有者・地域などと行政の連携構築を行うための文化財所有者連絡会の設置、これに重点事業として取り組むとともに、養成講座等の開催により文化財活動団体による取組の支援並びに文化財の調査や事業などを担う人材の育成に取り組みます。

②番は、役場庁内関係部局の連携強化が必要。こちらは、地域や所有者等による文化財の保存活用を担う人材が不足する中、取組を進めていくためには行政が主導する必要がありますので、役場庁内の関連する部署と連携を強化し、推進体制を構築することが必要としております。対する取組としまして、右のページの②番、庁内関係部局による連絡会設置による情報共有と推進体制の強化に取り組みます。

③は、継続した専門職員の配置による体制が必要。こちらは、多種多様な文化財を保存し、活用を進めていくためには、文化財に携わる専門的な人材の確保が必要不可欠であり、文化財に関する取組や情報を確実に継承していくことを可能とするため、その体制を築くことが必要としております。対する取組は、右ページの③番、文化財の保存・活用のための推進体制の維持と向上を目指し、推進体制を担う人材の確保を重点事業として取り組むとともに、研修受講による専門知識等のスキルアップに取り組みます。

続きまして、概要の最後のページをご覧ください。

こちらのほうでは、計画内に記載しております熊取町の文化財の概要と歴史文化の特性について、抜粋して掲載しております。

上段は、熊取町の歴史的概要となっておりまして、原始から古代、中世、近世、近代、現代へと、それぞれの時代の特徴的な文化財の写真とともに、その時代の概要を掲載しております。

下段は、熊取町の歴史文化の特性としまして大きく3つのテーマを設定し、それぞれのテーマに

沿って熊取町の特性を記載しております。

1つ目のテーマは、熊取谷の政治・経済・文化を支えた中家と降井家の歴史文化としまして、江戸時代に岸和田藩の七人庄屋を務めた旧家である中家、降井家からひもといたストーリーとなっております。このテーマに関連する歴史遺産は、降井家書院や中家住宅、令和8年3月に大阪府登録文化財となりました中盛彬の著作「かりそめのひとりごと」を含む降井家所蔵の古文書などがございます。

2つ目のテーマは、水とともに生きてきた人々の歴史文化としまして、熊取町内至るところに張り巡らされた水路、ため池や雨山にまつわるストーリーとしております。これらに関連する歴史遺産は、雨山や昭和初期に行われていた雨山踊りの際に使われた太鼓などの道具、また永楽池の絵図などがございます。

3つ目のテーマは、町の発展を支えた繊維産業の歴史文化としまして、明治末期から大正時代にかけて発展した繊維産業、中でも泉州の織物業界をリードする存在であった中林綿布工場に関するストーリーとしております。関連する歴史遺産としましては、中林綿布工場の跡地であるすまいるズ煉瓦館や、煉瓦館館内にあります自動織機、ボイラーなどがございます。

以上で、熊取町文化財保存活用地域計画（案）についてのご説明とさせていただきます。今回説明させていただきました内容につきましては、概要として抜粋、要約したものでございます。計画の中では、より詳細に様々な記述や写真、図面なども掲載しておりますので、そちらのほうもご覧くださいようお願いいたします。

以上で、熊取町文化財保存活用地域計画（案）についての説明を終了させていただきます。

議長（文野慎治君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。江川議員。

8番（江川慶子君）このような活用地域計画が作成されるということで、それが来年度から18年までの10年間ということで、それで、これが通れば予算が国から一定、国庫補助事業として措置があるということなんですね。

住民から、本当に雨山城碑が風化してきて、草も生えてきて、よく見えなくなっているとか、いろんな施設が、説明が少ないので、もっと丁寧に熊取町のよさを分かるような看板をつけてほしいという要望が時々寄せられておりますので、それが実現するような形で話が進んでいるのかなと今期待しているところなんですけれども、職員の中で生涯学習推進課が担当されるということで、これに携わる専門の職員という方、職員の数のことも書かれていましたけれども、体制としては十分なんでしょうか。

議長（文野慎治君）義本生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（義本 翼君）ただいま、生涯学習推進課で専門職員としては3名、文化財にこれまで携わってきた職員がおります。ただ、そのうちの2名につきましては、もう定年退職であったりとか、もうじき定年者退職というような状況もございますので、少なくとも今の3人の体制を維持したいというふうに考えておまして、その中で重点事業として今の体制を維持したいということで書かせていただいて取り組むというふうに考えております。十分かどうかと言われますと、十分ではないかも分かりませんが、とにかく置かれた状況の中で精いっぱいやっていくというふうに考えております。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。

やはり、こういったものというのは積み上げが大事なので、深く知っている方がやはり若い人を育てるといえるのか、そういう継承を職員も、それから住民も巻き込んだ活動にしていけるということがとても大事だと思います。これまでも何度もお願いしたんですけれども、対症療法で草刈ってくれたりしてくださったんですけども、風化しないように屋根をつけてほしいとか、そういったものに対しては、やはり費用がかかるということで実現しておりません。長い目で見たら、これは熊取町の

やっぱり財産になるので、ぜひこの計画がうまく進むように、予算化も含めて、町のほうも足して
いただいて、それで保全されていくように願っています。

議長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君）素晴らしい計画つくっていただいているかと思うんですけども、この認定につ
きまして、文化庁の認定というところ、今年の8月に申請するわけですよね、この計画でもって。そ
れが認定されるかどうかという可能性というんですか、その辺はどうなんですか。

議長（文野慎治君）義本生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（義本 翼君）この計画の文化庁の認定につきましては、突然申請を出すわけでは
なくて、これまでも既にもう2回、文化庁協議といいまして、我々この計画（案）、今日皆様にお
見せしたよりももっと前段階の計画（案）を京都の文化庁までお持ちして、調査官に中身を見て
いただいてというような協議をもう既に2回済ませております。そういった形で協議をしていく中
で、最終、文化庁のほうから、この状態やったら認定に限りなく近いよというお墨つきを一応いた
だいた中で申請に行きたいと。ただ、絶対というわけではないと思うんですが、そのような形で
文化庁とは綿密に連携といいますか、協議をしながら進めております。

以上です。

議長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件2、熊取町文化財保存活用地域計画（案）についての件を終了いたします。

議長（文野慎治君）以上で、本日の案件は終了いたしました。

ほかに何かあれば承ります。ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「14時12分」閉会）

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するた
め、ここに署名する。

議長

文野慎治